

難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会設置要綱

4 福保障施第 2058 号

令和 4 年 12 月 19 日

一部改正 5 福祉障施第 710 号

令和 5 年 9 月 22 日

第 1 目的

難聴児の早期発見・早期療育を推進し、難聴児及びその家族に対して切れ目のない支援を実現できるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が難聴児の支援に関する施策の推進及び連携の強化を図る協議の場として、難聴児の早期支援及び関係機関連携強化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第 2 協議事項

- 1 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 難聴児の早期支援に関すること
 - (2) 難聴児の支援に係る関係機関の課題や情報共有に関すること
 - (3) 難聴児の支援にかかる連携の強化に関すること
 - (4) 難聴児の支援に関する施策の推進に関すること
 - (5) 難聴児の支援に必要な事項

第 3 委員の構成

協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、福祉局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健医療機関
- (2) 教育機関
- (3) 障害福祉サービス関係者
- (4) 関係団体
- (5) 当事者及びその家族
- (6) 行政機関の代表
- (7) 学識経験者

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に、委嘱又は任命の日が属する年度の次の年度が終了したときは、任期は終了する。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 部会

- 1 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会は、必要の都度、その検討状況を協議会に報告するものとする。

第7 招集等

- 1 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

第8 会議の公開

- 1 協議会の会議並びに会議に係る資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、原則として公開する。ただし、協議会委員の発議により出席委員の過半数で決議したときは、会議又は会議録等の全部又は一部を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、協議会は必要な条件を付すことができる。

第9 事務局

協議会の円滑な運営を図るため、障害者施策推進部施設サービス支援課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。